

年管企発 1 1 1 5 第 4 号
年管管発 1 1 1 5 第 7 号
令和元年 1 1 月 1 5 日

地方厚生（支）局
年金調整課長 殿
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業企画課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省年金局事業管理課長
（ 公 印 省 略 ）

「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」及び「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金保険料の免除制度の改善について」の一部改正について

標記については、「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金及び船員保険における秘密の保持の配慮について」（平成 1 9 年 2 月 2 1 日付け庁発第 0 2 2 1 0 0 1 号）及び「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金保険料の免除制度の改善について」（平成 2 4 年 7 月 6 日付け年管管発 0 7 0 6 第 2 号）により取り扱っているところであるが、婦人相談所等が発行する「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の用途の追加等を行うため、今般、その一部を別添 1 及び別添 2 のとおり改正することを日本年金機構事業企画部門担当理事、事業管理部門担当理事及び年金給付業務部門担当理事宛て通知したので、地方厚生（支）局におかれても遺漏のないよう取り扱われたい。

また、貴管内各市町村の国民年金主幹課に対しても当該取扱いについて周知徹底を図られたい。

年管企発 1 1 1 5 第 5 号
年管管発 1 1 1 5 第 8 号
令和元年 1 1 月 1 5 日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿
事業管理部門担当理事 殿
年金給付業務部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長
(公 印 省 略)

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」及び「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金保険料の免除制度の改善について」の一部改正について

標記については、「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」（平成 1 9 年 2 月 2 1 日付け庁発第 0 2 2 1 0 0 1 号）及び「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金保険料の免除制度の改善について」（平成 2 4 年 7 月 6 日付け年管管発 0 7 0 6 第 1 号）により取り扱っているところであるが、婦人相談所等が発行する「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の用途の追加等を行うため、今般、その一部を別添 1 及び別添 2 のとおり改正することとしたので通知する。

「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について（平成19年2月21日付庁保発第0221001号）」の一部改正について（新旧対照表）
（_____は改正箇所）

改 正 後

別 紙 1 (表 面)

配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（様式例）

(フリガナ) 氏 名 (※1)		男 ・ 女
生年月日	明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 ・ 令	年 月 日
現 住 所		
連絡先等 (※2)		
(フリガナ) 同伴家族氏名 (※3)		男 ・ 女
生年月日	明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 ・ 令	年 月 日
現 住 所		
連絡先等 (※2)		

婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター (※4)
 機関名及び代表者氏名

 所在地、電話番号

 婦人相談員 (※5)
 所属機関名及び所属長氏名

 所在地、電話番号

受付日 年 月 日

上記の者は、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明する。
 なお、本証明書の用途は、国民年金保険料の免除申請、年金事務所等が管理する記録について秘密の保持の配慮に関する申出又は遺族年金等の生計同一要件の認定に使用する場合に限る。

年 月 日

婦人相談所 (※6) の名称

 代表者氏名 印

 所在地、電話番号

本人の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コード (※7)	
同伴家族の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コード (※8)	

現 行

別 紙 1 (表 面)

配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（様式例）

(フリガナ) 氏 名 (※1)		男 ・ 女
生年月日	明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平	年 月 日
現 住 所		
連絡先等 (※2)		
(フリガナ) 同伴家族氏名 (※3)		男 ・ 女
生年月日	明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平	年 月 日
現 住 所		
連絡先等 (※2)		

婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター (※4)
 機関名及び代表者氏名

 所在地、電話番号

 婦人相談員 (※5)
 所属機関名及び所属長氏名

 所在地、電話番号

受付日 年 月 日

上記の者は、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明する。
 なお、本証明書の用途は、国民年金保険料の免除申請又は年金事務所等が管理する記録について秘密の保持の配慮に関する申出に使用する場合に限る。

年 月 日

婦人相談所 (※6) の名称

 代表者氏名 印

 所在地、電話番号

本人の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コード (※7)	
同伴家族の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コード (※8)	

改正後	現行
<p style="text-align: right;">(裏面)</p> <p>※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。 「保護した者」とは、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」とする。</p> <p>※2 年金事務所等から年金手帳や年金証書等を送付する場合の連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可）を記入すること。</p> <p>※3 配偶者からの暴力の被害を受けている者（本人）に被保険者又は年金受給権者たる同伴家族がいる場合には、その者の氏名を記入すること。</p> <p>※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。</p> <p>※5 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合に所属長が記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。</p> <p>※6 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。</p> <p>※7及び8 不明である場合には空欄にすること。</p> <p>(その他)</p> <p>1 証明書の太枠内は原則被害者の保護等を行った機関等が記入し、基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コードについては本人が記入すること。</p> <p>2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者及び来所相談のあった者に対して婦人相談所等が発行するものであり、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。</p> <p>3 この証明書の用途は、国民年金保険料の免除申請、年金事務所等で管理している国民年金及び厚生年金保険の被保険者及び受給者の記録について、秘密の保持に配慮してほしい旨の申出を行う場合又は遺族年金等の生計同一要件の認定に使用する場合に限る。</p> <p>4 3の申出の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に年金事務所に確認すること。</p> <p>5 年金事務所等においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者（配偶者であった者を含む。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。</p>	<p style="text-align: right;">(裏面)</p> <p>※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。 「保護した者」とは、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」とする。</p> <p>※2 年金事務所等から年金手帳や年金証書等を送付する場合の連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可）を記入すること。</p> <p>※3 配偶者からの暴力の被害を受けている者（本人）に被保険者又は年金受給権者たる同伴家族がいる場合には、その者の氏名を記入すること。</p> <p>※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。</p> <p>※5 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合に所属長が記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。</p> <p>※6 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。</p> <p>※7及び8 不明である場合には空欄にすること。</p> <p>(その他)</p> <p>1 証明書の太枠内は原則被害者の保護等を行った機関等が記入し、基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コードについては本人が記入すること。</p> <p>2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者及び来所相談のあった者に対して婦人相談所等が発行するものであり、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。</p> <p>3 この証明書の用途は、国民年金保険料の免除申請又は年金事務所等で管理している国民年金及び厚生年金保険の被保険者及び受給者の記録について、秘密の保持に配慮してほしい旨の申出を行う場合に限る。</p> <p>4 3の申出の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に年金事務所に確認すること。</p> <p>5 年金事務所等においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者（配偶者であった者を含む。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。</p>

「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金保険料の免除制度の改善について（平成 24 年 7 月 6 日付年管管発 0706 第 2 号）」の一部改正について（新旧対照表）

（_____は改正箇所）

改 正 後	現 行																																																								
別 紙 2（表 面）	別 紙 2（表 面）																																																								
配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（様式例）	配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（様式例）																																																								
<table border="1"> <tr> <td>(フリガナ) 氏 名 (※1)</td> <td></td> <td>男・女</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>明・大・昭・平・令</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>連絡先等 (※2)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(フリガナ) 同伴家族氏名 (※3)</td> <td></td> <td>男・女</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>明・大・昭・平・令</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>連絡先等 (※2)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p> 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター (※4) 機関名及び代表者氏名 所在地、電話番号 婦人相談員 (※5) 所属機関名及び所属長氏名 所在地、電話番号 <div style="text-align: right;"> 受付日 年 月 日 </div> </p> <p> 上記の者は、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明する。 なお、本証明書の用途は、国民年金保険料の免除申請、年金事務所等が管理する記録について秘密の保持の配慮に関する申出又は遺族年金等の生計同一要件の認定に使用する場合に限る。 </p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p> 婦人相談所 (※6) の名称 代表者氏名 印 所在地、電話番号 </p> <table border="1"> <tr> <td>本人の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コード (※7)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同伴家族の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コード (※8)</td> <td></td> </tr> </table>	(フリガナ) 氏 名 (※1)		男・女	生年月日	明・大・昭・平・令	年 月 日	現住所			連絡先等 (※2)			(フリガナ) 同伴家族氏名 (※3)		男・女	生年月日	明・大・昭・平・令	年 月 日	現住所			連絡先等 (※2)			本人の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コード (※7)		同伴家族の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コード (※8)		<table border="1"> <tr> <td>(フリガナ) 氏 名 (※1)</td> <td></td> <td>男・女</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>明・大・昭・平</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>連絡先等 (※2)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(フリガナ) 同伴家族氏名 (※3)</td> <td></td> <td>男・女</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>明・大・昭・平</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>連絡先等 (※2)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p> 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター (※4) 機関名及び代表者氏名 所在地、電話番号 婦人相談員 (※5) 所属機関名及び所属長氏名 所在地、電話番号 <div style="text-align: right;"> 受付日 年 月 日 </div> </p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p> 婦人相談所 (※6) の名称 代表者氏名 印 所在地、電話番号 </p> <table border="1"> <tr> <td>本人の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コード (※7)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同伴家族の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コード (※8)</td> <td></td> </tr> </table>	(フリガナ) 氏 名 (※1)		男・女	生年月日	明・大・昭・平	年 月 日	現住所			連絡先等 (※2)			(フリガナ) 同伴家族氏名 (※3)		男・女	生年月日	明・大・昭・平	年 月 日	現住所			連絡先等 (※2)			本人の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コード (※7)		同伴家族の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コード (※8)	
(フリガナ) 氏 名 (※1)		男・女																																																							
生年月日	明・大・昭・平・令	年 月 日																																																							
現住所																																																									
連絡先等 (※2)																																																									
(フリガナ) 同伴家族氏名 (※3)		男・女																																																							
生年月日	明・大・昭・平・令	年 月 日																																																							
現住所																																																									
連絡先等 (※2)																																																									
本人の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コード (※7)																																																									
同伴家族の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コード (※8)																																																									
(フリガナ) 氏 名 (※1)		男・女																																																							
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日																																																							
現住所																																																									
連絡先等 (※2)																																																									
(フリガナ) 同伴家族氏名 (※3)		男・女																																																							
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日																																																							
現住所																																																									
連絡先等 (※2)																																																									
本人の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コード (※7)																																																									
同伴家族の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コード (※8)																																																									

改正後	現行
<p style="text-align: right;">(裏面)</p> <p>※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。 「保護した者」とは、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」とする。</p> <p>※2 年金事務所等から年金手帳や年金証書等を送付する場合の連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可）を記入すること。</p> <p>※3 配偶者からの暴力の被害を受けている者（本人）に被保険者又は年金受給権者たる同伴家族がいる場合には、その者の氏名を記入すること。</p> <p>※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。</p> <p>※5 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合に所属長が記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。</p> <p>※6 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。</p> <p>※7及び8 不明である場合には空欄にすること。</p> <p>(その他)</p> <p>1 証明書の太枠内は原則被害者の保護等を行った機関等が記入し、基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コードについては本人が記入すること。</p> <p>2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者及び来所相談のあった者に対して婦人相談所等が発行するものであり、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。</p> <p>3 この証明書の用途は、国民年金保険料の免除申請、年金事務所等で管理している国民年金及び厚生年金保険の被保険者及び受給者の記録について、秘密の保持に配慮してほしい旨の申出を行う場合又は遺族年金等の生計同一要件の認定に使用する場合に限る。</p> <p>4 3の申出の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に年金事務所に確認すること。</p> <p>5 年金事務所等においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者（配偶者であった者を含む。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。</p>	<p style="text-align: right;">(裏面)</p> <p>※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。 「保護した者」とは、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」とする。</p> <p>※2 年金事務所等から年金手帳や年金証書等を送付する場合の連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可）を記入すること。</p> <p>※3 配偶者からの暴力の被害を受けている者（本人）に被保険者又は年金受給権者たる同伴家族がいる場合には、その者の氏名を記入すること。</p> <p>※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。</p> <p>※5 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合に所属長が記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。</p> <p>※6 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。</p> <p>※7及び8 不明である場合には空欄にすること。</p> <p>(その他)</p> <p>1 証明書の太枠内は原則被害者の保護等を行った機関等が記入し、基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コードについては本人が記入すること。</p> <p>2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者及び来所相談のあった者に対して婦人相談所等が発行するものであり、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。</p> <p>3 この証明書の用途は、国民年金保険料の免除申請又は年金事務所等で管理している国民年金及び厚生年金保険の被保険者及び受給者の記録について、秘密の保持に配慮してほしい旨の申出を行う場合に限る。</p> <p>4 3の申出の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に年金事務所に確認すること。</p> <p>5 年金事務所等においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者（配偶者であった者を含む。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。</p>